

広島県告示第三百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
梢台団地(四六二九一ー)	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	表区域 示の	区域の名称	区域の名称
梢台団地(四六二九一ー)		の自然現象の発生原因となる自然現象の発生原因となる	の自然現象の発生原因となる自然現象の発生原因となる
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の施設砂区す九域で行政進災域の条の定令に害等土砂二示め第(平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。